



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*28 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課) ..... 1

### ○ 人事委員会規則

\*11 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2

\*12 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3

\*13 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4

\*14 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4

\*15 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8

\*16 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 9

### ○ 教育委員会規則

\*9 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 10

### ○ 人事委員会告示

\*3 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 ..... 10

## 規 則

### 和歌山県規則第28号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2知事室部の部（幹事班）秘書班の項中「国体準備課長」を 「総務企画課長 施設調整課長」に、「国体準備課 競技式典課長」

「総務企画課員 員」を 施設調整課員 に改め、同表企画部の部総合交通政策班の項中「関西国際空港対策室長」を「空 競技式典課員」

港対策室長」に、「関西国際空港対策室員」を「空港対策室員」に改め、同表福祉保健部の部（幹事班）

福祉保健総務班の項中「健康づくり推進課長」を「福祉保健総務課副課長」に、「福祉保健総務課員 健康づくり推進課員」

を「福祉保健総務課員」に改め、同部子ども支援班の項中  
3 母子保健関連情報の提供に関すること。  
4 被災母子家庭相談・支援に関すること。  
5 保育所被害状況等の調査に関すること。  
6 その他必要なこと。」

「3 被災母子家庭相談・支援に関すること。  
を 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 に改め、同部難病患者支援・防疫班の項を次のように

5 その他必要なこと。 」

改める。

健康推進班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 健康推進課副課長	健康推進課員	1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関すること。 5 母子保健関連情報の提供に関すること。 6 その他必要なこと。
-------	-------------------------------------	--------	---

別表第2農林水産部の部中「植樹祭推進参事」を削り、同部(幹事班)農林水産総務班の項中「工事検査室長」を「工事検査室長 研究推進室長」に、「工事検査室員」を「工事検査室員 研究推進室員」に改め、同部林業班の項中「全国植樹祭推進課長」及び「全国植樹祭推進課員」を削り、同表県土整備部の部港湾空港班の項中「港湾空港振興課長」を「港湾空港課長」に、「港湾空港振興課員」を「港湾空港課員」に改め、同表議会部の部調査班の項中「調査班」を「政策調査班」に、「調査課長」を「政策調査課長」に、「調査課副課長」を「政策調査課副課長」に、「調査課員」を「政策調査課員」に改める。

別表第6中	和歌山県南紀スポーツセンター	田辺市明洋一丁目3番地の10
	田辺市グリーン球場	田辺市元町859番地

」	を	上富田スポーツセンター	西牟婁郡上富田町朝来3871番地
---	---	-------------	------------------

」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 人事委員会規則

#### 和歌山県人事委員会規則第11号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2のエの表薬剤師の部中	大 学 卒	-----	-----	5	3	別に定め る	別に る
		0	5	8			

「

大学 6 卒	-----	-----	2	-----	3	別に定め る	別に定め る
大 学 卒	-----	-----	5	-----	3	別に定め る	別に定め る

」を  
に改める。

別表第3の1の部3の項中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を  
 (1) 学校教育  
 (2) 上記に相  
 法による専門職大学院専門職学位課程の修了  
 に改め、同部4の項第1号中「獣医学」を「薬学若しくは  
 当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」  
 獣医学」に改める。

別表第6のエの表薬剤師の部中 「

大	学	卒	2 級 5 号 給
---	---	---	-----------

」を  

大
大

学 6 卒	2 級 1 7 号 給	に改め、同表備考を次のように改める。
学 卒	2 級 5 号 給	

備考

- 1 この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職給料表(2)級別資格基準表の備考の規定を準用する。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第7のアの表中 「

58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61

」を  

57
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60

」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部3の項中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を 「(1) 学校教育法  
(2) 上記に相当

による専門職大学院専門職学位課程の修了 にと改め、同部4の項第1号中「獣医学」を「薬学若しくは  
すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」  
獣医学」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部3の項中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を 「(1) 学校教育法  
(2) 上記に相当

による専門職大学院専門職学位課程の修了 にと改め、同部4の項第1号中「獣医学」を「薬学若しくは  
すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」  
獣医学」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種
組	織								
知	本	理 事	監察査察監	知事室長	知事室次長	課 長	旅券事務長	副 課 長	
事	庁	危機管理監	参 事	局 長	政策統括参事	企 画 員	企 画 員	総括審議員	
		部長	技 監	参事（監察 査察課及び 行政改革課	生活安全参事	（医務課に 置き、本庁 の課長と同 等の職務を	室 長	総括監察査 察員	
		会計管理者							

		国体推進監		に置く者並びにこれらの者と同等の職務を行う者に限る。)	食品安全参事 労働政策参事 参事	行う者に限る。)		主 幹 国体推進員 分 室 長 総括検査員	
地方機関	共 通						企 画 員	総括専門員 総括研究員 主 幹	
	振 興 局		局 長	局 長	参 事	部 長 (那賀振興局地域振興部、伊都振興局健康福祉部及び東牟婁振興局地域振興部の長に限る。)	部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 京奈和高速事務所長 国道橋本建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	副 部 長 農林水産業統括員 支 所 次 長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 切目川ダム建設事務所長	
	東京事務所			所 長		次 長 (本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	次 長	企業誘致統括員	
	県税事務所			所 長 (和歌山県税事務所の長に限る。)	所 長			次 長	
	消 防 学 校						校 長	教 頭	
	防災航空センター						所 長		
	文 書 館						館 長	次 長	
	環境衛生研究センター						所 長	次 長 部 長	
	鳥獣保護センター						所 長		
	消費生活センター						所 長		
	男女共同参画センター				所 長				
	動物愛護センター						所 長		
	子ども・女性・障害者相談センター			所 長				次 長	
	紀南児童相						所 長		

談所								
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長	次 長	
						支 所 長	支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長			副 学 院 長	教 務 主 幹	
						事 務 長		
なぎ看護学校						学 校 長		
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長	
							事 務 局 次 長	
							診 療 部 長	
							看 護 部 長	
難病・子ども保健相談支援センター						所 長		
公営競技事務所						所 長	次 長	
産業技術専門学院				学 院 長		学 院 長	副 学 院 長	
工業技術センター			所 長				副 所 長	
							部 長	
世界遺産センター							事 務 長	
農業試験場						場 長	副 場 長	
農業試験場暖地園芸センター						所 長		
果樹試験場						場 長		
果樹試験場かき・もも研究所						所 長		
果樹試験場うめ研究所						所 長		
畜産試験場						場 長		
畜産試験場養鶏研究所						所 長		
林業試験場						場 長	副 場 長	
水産試験場						場 長	副 場 長	
農業大学校						校 長	副 校 長	
						所 長	教 授	
農作物病害虫防除所							所 長	
家畜保健衛生所						所 長		
南紀白浜空港管理事務所						所 長	次 長	

		和歌山下津 港湾事務所					所 長	次 長			
県	議 会	事務局長		事務局次長		課 長		副 課 長 総括調査員			
教育委員会	本 庁			局 長	参 事	課 長 教育企画員	教育企画員 室 長	副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主 事 専 門 員			
		地方 機 関	教育支援事 務所						所 長		
			教育センタ ー学びの丘						所 長	副 所 長 主 幹	
			図 書 館						副 館 長	紀南図書館 長 主 幹 総 括 司 書	
			近代美術館						副 館 長	主 幹	
			博 物 館						副 館 長	主 幹	
			紀伊風土記 の丘						副 館 長	主 幹 教育企画員	
			自然博物館						副 館 長	主 幹 専 門 員	
			県立学校							事 務 長	事 務 長
			警 察	本 部					課 長 監 察 官	室 長 照会センタ ー長 交通管制セ ンター長	次 席 副 所 長
選挙管理委員会	本 庁						事務局長		事務局次長		
	地方 機 関	分 局					分 局 長				
監 査 委 員		事務局長				課 長		副 課 長 総括調査員			
人 事 委 員 会		事務局長				課 長		副 課 長			
労 働 委 員 会		事務局長				課 長		副 課 長			
海区漁業調整委員会								事務局長			

別表第2ア及びイを次のように改める。

ア 行政職給料表

		管理職手当
--	--	-------

職務の級	支給区分	再任用職員以外の職員	
		再任用職員以外	再任用職員
9 級	1 種	126,400円	112,900円
	2 種	101,100円	90,300円
8 級	3 種	88,500円	75,800円
	4 種	79,200円	67,800円
7 級	3 種	84,600円	69,300円
	4 種	75,700円	62,000円
	5 種	71,200円	58,300円
6 級	4 種	72,000円	54,600円
	5 種	67,700円	51,400円
	6 種	55,000円	41,700円
5 級	7 種	44,100円	32,500円

## イ 研究職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外	再任用職員
		再任用職員以外	再任用職員
5 級	3 種	97,300円	74,700円
	4 種	87,100円	66,900円
4 級	4 種	76,600円	56,600円
	5 種	72,200円	53,300円
	6 種	58,700円	43,300円

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 和歌山県人事委員会規則第15号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

## (3) 農業試験場

第2条中第4号を第12号とし、第3号の次に次の8号を加える。

## (4) 農業試験場暖地園芸センター

## (5) 果樹試験場

## (6) 果樹試験場かき・もも研究所



- (7) 果樹試験場うめ研究所
- (8) 畜産試験場
- (9) 畜産試験場養鶏研究所
- (10) 林業試験場
- (11) 水産試験場

第3条中「総務部総務管理局人事課職員厚生室（診療所）」を「総務部総務管理局人事課（診療所）」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。  
別表知事部局の部本庁の款中「労働政策参事 植樹祭推進参事」を「労働政策参事」に改め、同部地方

機関の款中

農林水産総合技術センター	所長、場長、次長、事務長、副場長及び副所長（人事、労務について所長又は場長を補佐する者に限る。）
--------------	--

を

農業試験場
農業試験場暖地園芸センター
果樹試験場
果樹試験場かき・もも研究所
果樹試験場うめ研究所
畜産試験場
畜産試験場養鶏研究所
林業試験場
水産試験場

場長 副場長（人事、労務について場長を補佐する者に限る。）

所長 副所長（人事、労務について所長を補佐する者に限る。）

場長 副場長（人事、労務について場長を補佐する者に限る。）

所長 副所長（人事、労務について所長を補佐する者に限る。）

所長 副所長（人事、労務について所長を補佐する者に限る。）

に改める。

場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)

所長 副所長 (人事、労務について所長を補佐する者に限る。)

場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)

場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則 (平成15年和歌山県教育委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「スポーツ振興法 (昭和36年法律第141号)」を「スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)」に改め、同条第6号中「和歌山ビッグ愛・ビッグホエール」を「県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ」に改める。

第8条第9号中「財団法人和歌山県文化財センター (昭和62年3月23日に財団法人和歌山県文化財センターという名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人和歌山県文化財センター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程 (昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号) の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

職員格付表 (警察官を除く。)

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
			理事	知事室長	課 長	室 長	主 査
知事	本 庁	危機管理監	知事室次長	室 長	総括課長補佐	医 師	
		監察査察監	局 長	副 課 長	課 長 補 佐	検 査 員	

		部長 参事 技監 会計管理者 国体推進監	参事 政策統括参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事	総括審議員 総括監察査察員 主幹 企画員 旅券事務長 国体推進員 分室長 総括検査員	政策審議員 監察査察員 改革推進員 国体推進員 班長 調査員 主任 分室長 検査員 船長 機関長 主任航海士 主任機関士	船長 機関長 主査航海士 主査機関士
地方機関	共通			企画員 総括専門員 総括研究員 主幹	主任 主任研究員 専門技術員 教務主任	主査 主査研究員 教務主任
	振興局	局長	局長 参事	部長 副部长 副参事 農林水産業統括員 支所長 支所次長 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長	課長 旅券駐在員 調査員 会計専門員 会計駐在員 入札契約統括員 出張所長 切目川ダム建設事務所次長 検査員 京奈和高速事務所次長	

			京奈和高速 事務所長		
			国道橋本建 設事務所長		
			切目川ダム 建設事務所 長		
			近畿自動車 道紀南高速 事務所長		
			近畿自動車 道紀南高速 事務所次長		
			ダム管理事 務所長		
東京事務所		所 長	次 長 企業誘致統 括員	次 長 課 長 企業誘致統括員	
県税事務所		所 長	次 長	課 長	
消 防 学 校			校 長 教 頭		
防災航空セ ンター			所 長	次 長	
文 書 館			館 長 次 長	課 長	
環境衛生研 究センター			所 長 次 長 部 長	課 長 総括主任研究員 支 所 長	
鳥獣保護セ ンター			所 長	課 長	
消費生活セ ンター			所 長 次 長	支 所 長	
男女共同参 画センター		所 長		課 長	
動物愛護セ ンター			所 長	課 長	

子ども・女性・障害者相談センター		所 長	次 長	課 長	室 長
紀南児童相談所			所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園			園 長 次 長	課 長	
女性保護施設なぐさホーム		所 長			
精神保健福祉センター			所 長	次 長	
保 健 所			所 長 支 所 長 次 長 支 所 次 長	課 長	
高等看護学院		学 院 長	副 学 院 長 事 務 長 教 務 主 幹	事 務 長 代 理	主 査 専 任 教 員
なぎ看護学校			学 校 長	副 学 校 長	主 査 専 任 教 員
こころの医療センター		院 長 事 務 局 長	副 院 長 事 務 局 次 長 部 長	部 長 課 長 医 長 科 長 薬 局 長 技 師 長 看 護 副 部 長 看 護 師 長 主 任 看 護 師 室 長	医 長 科 長 看 護 師 長 副 看 護 師 長 主 査 看 護 師
難病・子ども保健相談支援センター			所 長		

一						
公営競技事務所			所 長 次 長	課 長		
工業用水道管理センター			所 長	課 長		
産業技術専門学院		学 院 長	学 院 長 副 学 院 長	課 長 部 長		
工業技術センター		所 長	副 所 長 部 長	部 長 課 長 特別 研究 員		
世界遺産センター			事 務 長	調 査 員		
農業試験場			場 長 副 場 長	部 長		
農業試験場暖地園芸センター			所 長	副 所 長 部 長		
果樹試験場			場 長	副 場 長 部 長		
果樹試験場かき・もも研究所			所 長	副 所 長		
果樹試験場うめ研究所			所 長	副 所 長		
畜産試験場			場 長	副 場 長 部 長		
畜産試験場養鶏研究所			所 長	副 所 長		
林業試験場			場 長 副 場 長	部 長		
水産試験場			場 長 副 場 長	部 長 機 関 長	船 長 主 査 航 海 士 主 査 機 関 士	
農業大学校			校 長	部 長	助 教	

				副 校 長 教 授 所 長	課 長 准 教 授 次 長	
				所 長		
	農作物病害 虫防除所			所 長		
	家畜保健衛 生所			所 長	次 長 課 長 支 所 長	
	南紀白浜空 港管理事務 所			所 長 次 長	次 長 課 長	
	和歌山下津 港湾事務所			所 長 次 長	課 長	
県 議 会	事 務 局 長	事 務 局 次 長		課 長 副 課 長 総括調査員	副 課 長 調 査 員 課 長 補 佐 班 長 主 任	主 査
教 育 委 員 会	本 庁	監 察 査 察 監	局 長 参 事	課 長 室 長 副 課 長 主 幹 教 育 企 画 員 総 括 人 事 主 事 専 門 員	総 括 課 長 補 佐 課 長 補 佐 班 長 主 任 分 室 長 専 門 員 主 任 人 事 主 事 主 任 指 導 主 事 主 任 社 会 教 育 主 事 人 事 主 事 教 育 企 画 員 政 策 推 進 員	主 査 人 事 主 事 教 育 相 談 主 事 指 導 栄 養 士
	教 育 支 援 事			所 長	主 任 指 導 主 事	主 査

地方 機 関	務所				主任社会教育主事 主任	
	教育センター 一学びの丘			所 長 副 所 長 主 幹	専 門 員 課 長 教育相談室長 総括指導主事 主任 主任指導主事 主任教育相談主事	課 長 主 査 教育相談主事
	図 書 館			副 館 長 紀南図書館 長 主 幹 総 括 司 書	セ ン タ ー 長 課 長 主 任 調 査 員 主 任 司 書 専 門 員 主任社会教育主事	主 査 主 査 司 書
	近代美術館			副 館 長 主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	主 査 主 査 学 芸 員
	博 物 館			副 館 長 主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	主 査 主 査 学 芸 員
	紀伊風土記 の丘			副 館 長 主 幹 教育企画員	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	主 査 主 査 学 芸 員
	自然博物館			副 館 長	専 門 員	課 長



				主 幹 専 門 員	課 長 主任 主任学芸員	主 査 主査学芸員
		県立学校		事務長	事務長 事務長補佐 主任	事務長補佐 主 査 主査栄養士
警察	本 部		参事官	課 長 所 長 監 察 官 室 長 場 長 次 席 副 所 長 センター長 隊 長 管 理 官 交通管制官 総括研究員 首席師範 事故統計官	次 席 副 所 長 センター長 調 査 官 課 長 補 佐 校 長 補 佐 主任研究員 師 範	係 長 教 官 専門研究員
	地方 機関	警 察 署		会 計 官	課 長 調 査 官	係 長
選挙 管理 委員会	本 庁			事務局長 事務局次長	事務局次長 班 長	
	地方 機関	分 局		分 局 長	分局長代理	
監 査 委 員		事務局長		課 長 副 課 長 総括調査員	調 査 員 課 長 補 佐 班 長	主 査

				主 任	
人 事 委 員 会	事 務 局 長		課 長 副 課 長	主 任	係 長 主 査
労 働 委 員 会	事 務 局 長		課 長 副 課 長	主 任	主 査
海区漁業調整委員会			事 務 局 長	支 所 長 主 任	
市町村立小中学校				事 務 主 任	主 査 主 査 栄 養 士

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。